

高齢者雇用の情報サイト「高齢者雇用対策ラボ」公開

ほとんどの方は、就労環境が整っていれば70歳程度まで働きたいと思っています。そのための支援は必要でしょう。

◆人生100年時代の高齢者雇用

人生100年時代といわれて久しく、理由は様々ながら、働き続けたいと考える高齢者は多くいます。政府も、65歳までの雇用確保の義務、70歳までの就業確保の努力義務を課すなど、これを後押ししています。2040年までには2.4人に1人が60歳以上になるといわれるなかで、企業としては「高齢の従業員にどう働いてもらうのか」を、いっそう真剣に考える必要があるといえるでしょう。

一方で、気をつけたい点もあります。例えば、負担を減らしつつ、意欲を引き出すような賃金や仕事内容をいかに設定するのか、働き方への要望にどの程度応じるのか、若手やミドル層とのバランス調整や、加齢に伴う変化を意識した労働災害対策なども必要となるでしょう。

情報サイト等を活用して、高齢者に活き活き働いてもらうための体制づくりを進めていきましょう。

【厚生労働省「高齢者雇用対策ラボ」】

<https://www.kourei-koyou.mhlw.go.jp/>

◆「高齢者雇用対策ラボ」

厚生労働省は、高齢者雇用対策の情報ポータルサイト「高齢者雇用対策ラボ」を公開しました。事業主に課されている義務や努力義務、相談支援や仕事のあつせんサービス、助成制度など、高齢者本人のみならず、企業や自治体にとっても役立つ情報が掲載されています。高齢者雇用に悩む企業にとっては、推進事例等を公表している「70歳雇用事例サイト」(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)とあわせて、情報収集に使うことができそうです。

【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構「70歳雇用事例サイト」】

<https://www.elder.jeed.go.jp/>



◆トラブルを防ぎ、意欲を引き出す体制づくりを

高齢者雇用には、働き手確保というメリットがある

中小企業の価格交渉・価格転嫁に関する最新の調査結果

価格転嫁では日本郵政が最悪の評価でした。予算とかもあるのですが、結局ワーキングプアを発生させています。

◆2022年9～10月の調査結果を公表

エネルギー価格や原材料費の高騰を受け、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、所管庁では業界団体を通じた価格転嫁の要請等の実施とヒアリングを実施しています。

2月7日に経済産業省と中小企業庁が公表した最新の調査結果では、価格交渉・価格転嫁に消極的な企業の実名が初公表され、注目されています。

◆直近6カ月間の価格交渉・価格転嫁の状況

中小企業庁の調査結果では、価格交渉について、約6割が「話し合いに応じてもらった」と回答する一方、「全く交渉できていない」との回答も約1割存在します。

また、価格転嫁については、受注側中小企業のコスト上昇分に対して発注側企業がどれだけ転嫁に応じたかの割合を「価格転嫁率」として算出した結果が46.9%である一方、「全く価格転嫁できていない」との回答が約2割存在します。

◆業種別価格交渉の状況

同調査結果では27業種を「価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）」として順位付けしており、上位3業種は、1位が石油製品・石炭製品製造、2位が鉱業・採石業・砂利採取業、3位が卸売です。一方、下位3業種は、27位がトラック運送、26位が放送コンテンツ、25位が廃棄物処理です（ただし、

廃棄物処理、放送コンテンツ業では「コストが上昇していないため、価格改定が不要」との回答割合が最も多い）。

経済産業省では、「今後、これらの結果を踏まえ、状況の良くない発注側の個別企業に対しては、下請中小企業振興法に基づく『指導・助言』の実施を検討するとともに、業種別の自主行動計画やガイドラインの拡大」に取り組むとしています。

【中小企業庁「価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果」】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>



令和5年度雇用保険料率のご案内

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

○失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。

○雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

2022 年の企業倒産状況～ 東京商工リサーチ調査

本格的な返済が始まりますので、コロナ関連の倒産は今後も増えるでしょう。融資の審査基準も甘かったので当然といえます。

◆倒産件数が3年ぶりに増加

東京商工リサーチの調査結果によると、2022年の全国の企業倒産件数（負債総額 1,000 万円以上）は 6,428 件（前年比 6.6%増）で、2019 年以来、3年ぶりに前年を上回りました。また、負債総額は 2兆 3,314 億 4,300 万円（同 102.6%増）と、前年（1兆 1,507 億 300 万円）の約 2 倍増となり 5 年ぶりに前年を上回りました。

最も負債額が多い倒産は、6月に簡易再生手続をしたマレリホールディングス（株）で、全体の 48.5%（1兆 1,330 億円）を占めました。また、負債額が 1 億円未満の倒産は 4,661 件で、全体の 72.5%を占めました。

◆業種別では？

産業別の倒産件数は、飲食業等の「サービス業他」が 2,075 件（前年比 3.3%増）で最も多く、2年ぶりに前年を上回りました。このほかに、建設業、製造業、情報通信業、農・林・漁・鉱業、卸売業、運輸業が前年を上回りました。特に運輸業は、燃料の高騰や人手不足の影響等により 324 件（同 35.5%増）で、7年ぶりに 300 件を超えました。

◆コロナ関連の倒産状況

2022年の新型コロナウイルス関連の倒産件数（負債 1,000 万円以上）は、2,290 件（同 36.7%増）でした。また、2月 8 日時点での新型コロナウイルス関連の経営破綻件数はすでに 100 件を超え、2020 年か

らの累計で 5,197 件に達しました。

業種別では、来店客の減少、休業要請などで打撃を受けた飲食業が最多で 821 件、工事計画の見直しなどの影響を受けた建設業が 602 件、次いで、アパレル関連、飲食料品卸売業、宿泊業などが上位を占めています。

2020 年、2021 年は持続化給付金や新型コロナウイルス関連の融資による支援もあり、倒産件数は低水準となりました。しかし、昨年はコロナ融資の返済が本格化し、さらに円安・物価高が重なりました。今の状況では倒産件数は増えることが懸念されますが、今後の政府の支援の動向が注目されます。

【東京商工リサーチ「2022年（令和4年）の全国企業倒産6,428件】

https://www.tsr-net.co.jp/news/status/yearly/2022_2nd.html

【東京商工リサーチ「2月のコロナ破たん、8日時点ですでに100件超え 累計は5459件に】

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20230208_07.html



外国人雇用の届出状況を発表～厚生労働省

外国人労働者数は172万人を超えました。日本の労働者人口が少なくなっていく中、今後どのように変わっていくのでしょうか。

厚生労働省は1月28日、昨年10月末現在の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)で、数値は令和3年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

◆外国人労働者数、外国人を雇用する事業所数ともに、届出の義務化以降最高を更新

外国人を雇用する事業所数は28万5,080か所、外国人労働者数は172万7,221人で、昨年10月末現在の26万7,243か所、172万4,328人に比べて、1万7,837か所、2,893人の増加となっています。

外国人を雇用する事業所数および外国人労働者数ともに、平成19年に届出が義務化されて以降で最高の数値を更新したものの、対前年増加率は、事業所数で6.7%と前年10.2%から3.5ポイントの減少、労働者数で0.2%と前年4.0%から3.8ポイントの減少といずれも減少しています。

◆国籍別では、ベトナムが最多の45万3,344人。次いで中国、フィリピン

国籍別にみると、ベトナムが最も多い45万3,344人で、外国人労働者数全体の26.2%を占めています。次いで、中国39万7,084人(同23.0%)、フィリピン19万1,083人(同11.1%)の順となっています。

◆産業別では「製造業」が最多で、全体の27.0%

外国人労働者数の産業別の割合をみると、「製造業」が27.0%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が16.3%、「卸売業、小売業」が13.3%となっています。

※外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に係る法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられています。

【厚生労働省：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月末現在)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23495.html



令和5年3月大学等卒業予定者の就職 内定状況と企業の採用活動の早期化

日本の新規学卒採用では、今よく言われるジョブ型雇用は無理だと思います。取り入れるのであれば工夫が必要でしょう。

◆大学生の就職内定率は84.4%、前年同期より1.4ポイント上昇

厚生労働省と文部科学省は、共同調査している令和5年3月大学等卒業予定者の就職内定状況について、令和4年12月1日現在の状況を取りまとめ、公表しています。

この調査によれば、大学の就職内定率は84.4%（前年同期比1.4ポイント上昇）となっています。また、短期大学の就職内定率は、69.4%（同6.6ポイント上昇）、高等専門学校・専修学校（専門課程）の就職内定率は、それぞれ96.6%（同5.4ポイント上昇）、69.8%（同0.4ポイント低下）となっています。

る企業は多く、この傾向はますます強くなることが予想されます。また、いわゆる「就活ルール」など新卒一括採用という慣習も見直しが行われる見通しで、今後、採用活動の在り方については検討していかざるを得ないでしょう。

【厚生労働省「令和5年3月大学等卒業予定者の就職内定状況（12月1日現在）を公表します」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11805001/001038335.pdf>

◆令和6年卒の採用活動も本格化

令和6年卒の採用活動についても本格化してきており、リクルートの就職みらい研究所が2024年（令和6年）卒業予定の大学生および大学院生に対して実施した「就職プロセス調査」によると、2月1日時点の大学生（大学院生除く）の就職内定率は、すでに19.9%（前年同月比で+6.4ポイント）に上っています。このうち内定取得先企業の業種については、例年通り割合が高い順に「情報通信業」、「サービス業」（他に分類されないもの）、「小売業」と続きますが、前年に比べて他業種の割合が増えているそうです。特定の業界に限らず、全体として企業の採用の動きが早まっていることがわかります。



◆早期化する企業の採用活動

現在、人手不足の現状で、早期に採用活動を開始す

昨年の実質賃金 0.9%減～毎月勤 労統計調査令和4年分結果速報



◆「オンライン事業所年金情報サービス」とは

事業主の方が、毎月の社会保険料額情報等の電子データを e-Gov のマイページで受け取れる、日本年金機構が2023年1月にスタートしたサービスです。利用申込みから各種情報・通知書の受け取りまでがオンラインで完結し、初回の申込み以降は定期的に受け取れるようになります。

*このサービスの利用には、GビズIDが必要です。

◆サービスのメリット

- (1) 納入告知等、紙の通知書よりも早い受け取り・確認が可能
- (2) 一度の申請で定期的にデータの受け取りが可能
- (3) 電子データで受け取れるので、社内システムへの取り込み、自社保有データとの突合等が可能

◆電子データで受け取れる各種情報・通知書

- 社会保険料額情報
- 保険料増減内訳書
- 基本保険料算出内訳書
- 賞与保険料算出内訳書
- 保険者データ
- 決定通知書 等

◆サービスの利用方法

このサービスを利用するためには、GビズIDが必要になります。

GビズIDは無料で利用できますが、発行までに2週間程度かかりますので、まだ取得していない事業主の方は、早めに進めるとよいでしょう。

※現在、社会保険労務士が事業主様の代理として情報サービスを受け取ることはできません。

【日本年金機構「オンライン事業所年金情報サービス(事業主の方)」】

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/online_jigyousho/online_jigyousho.html

3月の労務と税務の手続

10日○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

15日○所得税の確定申告期限

31日○個人事業者の消費税の確定申告期限

今月号の内容に関しまして、ご不明点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

当事務所より一言

コロナも3年目になりました。卒業式等はマスク着用は義務ではなくなりました。5月の連休明けから分類も第5類に移行されるようです。人の行動も徐々に、以前の状態に戻ることができるとのことですので、まずは良かったと思います。完全に元に戻るかというと、そうではないでしょうが。

それとは別に、人の家に強盗に入り平気で殺人をする、そんな物騒な国に日本はなったのかと落胆しています。